

## 石巻市発注工事におけるスライド条項の適用について

### I 単品スライド

単品スライドとは、工事請負契約書第26条第6項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる制度で、平成20年10月8日を適用基準日として実施しております。

#### (1) 対象工事

本市が発注の建設工事で、請求日（基準日）時点で残工期が2か月以上ある工事又は新規契約工事（工期が2か月以上のもの）

なお、部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等には単品スライド条項を適用できません。

#### (2) 対象となる資材

発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料の高騰などその価格上昇要因が明確な資材それぞれについて、実勢価格を用いて再計算した増額分が、請負代金額の1%を超えた場合に単品スライド条項の適用対象資材とします。

なお、工事請負契約書約款第26条第5項（いわゆる「単品スライド条項」）に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいいます。

#### (3) 請負代金額の変更手続き

受注者（請負業者）が、原則として工期末の2か月前までに申請を行う必要があります。

### II インフレスライド

インフレスライドとは、工事請負契約書第26条第5項に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる制度です。

これまで、東日本大震災の復旧・復興事業において、賃金等の急激な変動に対応するため、宮城県に準じて運用してきましたが、復旧・復興工事が終了したことに伴い、本市発注工事における賃金等の急激な変動対応は宮城県に準じて改めます。

なお、今回の改正は文言等の整理によるもので、適用内容等についての変更はありません。

#### (1) 対象工事

本市が発注の建設工事で、請求日（基準日）時点で残工期が2か月以上ある工事又は新規契約工事（工期が2か月以上のもの）

#### (2) 請負額変更の方法

①対象 宮城県において、賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

②請負者の負担 残工事量の1%

③再スライド 可能（宮城県において、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

### III 請求手続き

スライド条項の適用に当たっては、国土交通省及び宮城県の取り扱いに準じます。

### 【お問い合わせ先】

石巻市契約検査課契約係 電話0225-23-6611、6612

## (参考) スライド条項の適用区分

項目		全体スライド (契約書第 27 条第 1 項～第 4 項)	単品スライド (契約書第 27 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 27 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 か月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	全ての工事 但し、残工期が 2 か月以 上ある工事(請求日(基準 日)時点で残工期が 2 か 月以上ある工事又は新規 契約工事)	全ての工事 但し、残工期が 2 か月以 上ある工事(請求日(基準 日)時点で残工期が 2 か 月以上ある工事又は新規 契約工事)
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から 12 か 月経過した基準日以降の残 工事量に対する資材、労務単 価等	部分払いを行った出来高 部分を除く特定の資材 (鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされ た日以降の基準日以降の 残工事量に対する資材、 労務単価等
	受注者の 負担	残工事量の 1.5%	対象工事補費の 1% (但し、全体スライド又は インフレスライドと併用 の場合、全体スライド又 はインフレスライド適用 期間における負担はなし)	残工事量の 1% (契約書第 30 条「天災不 可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限度 必要な利益まで損なわ ないよう定められた「1%」 を採用。単品スライドと 同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレ スライド適用後、12 か月経過 後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来 高部分を除いた工期内全 ての特定資材が対象のた め、再スライドの必要が ない)	可能 (賃金水準の変更がなさ れる都度、適用可能)

(出典：国土交通省及び宮城県ホームページ)

## (参考) 工事請負契約書約款第 26 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

全体スライド	<p>第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p> <p>3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。</p>
単品スライド	<p>5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。</p>
インフレスライド	<p>6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>7 第 5 項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>